

## 第10回 世田谷区本庁舎等整備審議会 議事録

- 日時 平成21年8月4日(火) 19:00～20:21
- 場所 世田谷区役所第一庁舎 庁議室
- 出席者 在塚委員、照井委員、中林委員、牧委員、松島委員、井手委員(代理出席：行方委員)、田名部委員、大場委員、河原委員、杉田委員、宇田川委員、後藤委員、斎藤委員、額賀委員、倉本委員、上野委員、黒木委員、竹内委員、中村委員、柳田委員
- 次第
  - 1 審議
    - (1) 第9回審議会の論点整理(資料10-1)
    - (2) 答申書(案)に対する意見等一覧(資料10-2)
    - (3) 答申書(案)(資料10-3)
  - 2 その他

### ■議事経緯

【会長】 それでは、ただいまから第10回本庁舎等整備審議会を開催いたします。

本日は、すべての委員が出席されているということで時間になりましたので、これで始めたいと思います。2分の1以上の出席ということでございますので審議会は成立しております。

それでは、まず、本日の配付資料の確認について、事務局のほうからお願いいたします。

(「配付資料」の確認)

【会長】 どうもありがとうございました。

審議会次第に沿って進めてまいりたいと思いますが、終了時間については、おおむね8時30分を目安といたしたいと思いますので、進行のご協力をお願いいたします。

それでは、審議(1)、「第9回審議会の論点整理」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 それでは、お手元の資料10-1をごらんください。

まず、議事要旨の修正についてですが、前回の議事要旨に「委員の私案と区の案が対立しているようにも見えるが…」という記述があるが、区側は白紙の状態で臨んでいるという確認がされており、誤解を生じる記録はきちんと整理すべきだという意見がありました。

また、区は案を示していないというが、区長は改築の方向で考えたいということから、いろいろ調査をしてきている。その原案があるから審議会ができたのではないかという意見が出ました。

事務局からは、調査研究報告書に出ている改築の検討を1つの事例として説明したが、プランを検討したものではなく、この土地で改築することは可能だと判断しているということであり、議事要旨を修正するという説明をいたしました。

2、次に、答申書（案）の加筆・修正に関する意見ですが、答申文で述べることは3つと判断して私案を提出した。

1）現庁舎が狭いのは事実であり、4万5,000㎡ぐらい必要だ。

2）両論併記ではなく、多論併記すべきで、1人の意見も多数意見も同じ扱いをすべきだ。

3）この審議会では本庁舎はどうあるべきかという計画を議論したのであって、設計や物をつくる議論をしたわけではない。設計は別途進められると思うが、コンペをぜひ実施してほしい。

また、留意すべき事項は、社会性、機能性、空間性、構造的性、設備性、文化性の6つで整理できる。

「その他の意見」は、審議会ですら十分議論できなかった重要課題だ。イニシャルコストとランニングコストの検討、環境の問題、（本庁舎が）集中した後、本庁機能として使われている分庁舎などをどう展開するのかが重要課題だ。

したがって、私見が、付属資料の資料2のその他の意見にまとめられてしまうイメージが違う。付属資料は、審議会答申が表に出るときに一緒に出ていくものではないと思うという意見がありました。

改築について付属資料の10ページに用語の定義があるが、一般の方にはわかりにくいので、資料8-2の裏面の「委員私見⇒増築、大改修による再生計画」、「事務局資料⇒現敷地で改築した場合」のようにわかりやすく書いてほしい。

2ページ目へ参ります。答申書（案）に「審議会は現在の地域行政を前提として審議することを確認した」とあるが、「地域行政を前提として」は意味があいまいだ。区にはきちんとした理念があるので、「地域行政の“基本的な理念”を前提として」と書くべきだ。

答申書（案）に「さまざまな知恵や工夫を広く集めることのできる取り組みを行い、世田谷区の歴史と未来にふさわしい庁舎となることが望ましい」と文言があるが、「具体的な

本庁舎等の計画や設計などにあたっては、公平・公正、透明性を担保し、さまざまな知恵や工夫を広く集めることのできる仕組みをつくり、世田谷区の歴史と云々」という文言を入れてほしい。

また、「世田谷区の最大の特徴である地域行政制度における本庁舎は」と書かれても、わからない方が多いのではないかと。少し説明が必要だ。

付属資料に「区民活動・交流拠点としての場が重要な視点です」と書かれているが、この趣旨を本文にも加えてほしい。

付属資料の資料1は審議内容の骨子で、資料2はその他ということは、審議内容以外のことが意見として載せられているということになるので、審議内容の骨子の中に入れてほしい。

建物だけの話ではなく、三層構造を将来像としてどう描くか、総合支所を充実していくことが防災や高齢者が身近なところでサービスを受けられることにつながるなど、少数意見でも重要なこととして書いてほしい。また、4ページの文章は目的語がない。

「場所については、本庁舎等の歴史的な経緯等から、現在の敷地が望ましいと考える」とあるが、現在の敷地規模を考慮して、周辺環境への影響も考えた検討が必要だということを入れるべきだ。

資料1の審議内容の骨子に、「次のような問題点と対応すべき多くの課題を抱えているとの共通理解に至りました。」とあるが、共通に理解された課題を書いたと読めてしまうが、さまざまな検討課題があるということが共通理解になったというふうを書くべきだ。

具体的にどういう機能が必要かは、数量的な議論はしていない。ここで議論できる細かさではない。ただ、区民が不便でないように、体の悪い方やお年寄りにとって便利な形の庁舎にするということが皆さんの意見だ。

その考え方が答申に記載されることが大事だ。答申は細かいことまでは書き得ない。

もちろん庁舎だけでない、いろいろな問題はあろうと思うが、そこまで書き始めると、限られた期間に、このメンバーで議論するには適切ではない。

また、少数意見は対立意見とも限らない。答申では必要なものは記載するという考え方でよい。答申書（案）の骨格は、そういう考え方でできている。

3ページ目ですが、以上いただいた意見について、事務局で次のように確認、整理いたしました。

本文については異論がなく、審議会として確認された事項をまとめてある。また、付属

資料も答申とセットで区民等に公開していく予定で考えているということで、

1) 増築、大改修案の説明を付属資料9ページに具体的に記述する。

2) 答申書の本文4ページの「地域行政を前提として」の部分で、「地域行政の基本的理念を前提として」とする。

3) 5ページ目の記述を、「また、具体的な本庁舎等の計画や設計などにあたっては、公平・公正、透明性を担保した様々な知恵や工夫を広く集めることのできる仕組みをつくり」に変える。

4) 2ページ目に「世田谷区の最大の特徴である地域行政制度」とあるが、地域行政制度とは、という説明を入れる。

5) 3ページ目の「だれもが快適に利用できる区民のふれあいと交流をはぐくむ開かれた場」を、冒頭の現在の区民会館、第一庁舎、第二庁舎の評価として入れる。

6) その他の意見に地域行政の意見を入れることに加えて、その他意見を別掲するのではなく、骨子に入れる。

7) 4ページ目の「総合行政の観点からも、改善を図らなければならない」という文言に目的語がないので、庁舎問題等といった目的語を入れる。

8) 場所について、より交通至便な場所への移転という限定した書き方ではなく、周辺環境等庁舎にふさわしい場所というニュアンスで書き直す。

9) 「共通理解が図られた」という書き方を、「様々な課題があるということの共通理解が図られた」と書きかえる。

(2)、次に、答申書の取りまとめに向けた意見としては、

これで修正が終われば、それでいいと思う。全員の意見ではないかと思う。

また、それでまとめるのはいいが、大規模開発があることや、人口動態が区内で変わってくることをどう見通すか。また、今後の道路整備、交通網整備による将来を見据えた本庁舎の位置づけの討議を具体的にしなかったことを書いておくべきだ。

4万5,000㎡については、みんなが納得しているが、住居地域の中に4万5,000㎡をほんとうに建てていいのかという議論はしていない。

いろいろな問題があると思うが、庁舎等の整備審議会ということで、議論の中心はそこではなかった。この答申に書くことは限界ではないか。

区は案を出していないという意味は、計画案ではないが、検討してみたということか。区案ではないということを引き残してほしい。

4 ページへ参ります。

今までの議論で審議会の方向性は既に出ている。そこには私案も入ってくる。一人一人の意見を全部平らに考えたら、答申書を作成することは困難だ。

基本的な流れは、これで結構だ。細かい話はあるが、それは審議会の枠外であり、審議の必要はない。

問題点を解消することによって、いい点が失われるということについても見ておく必要がある。

その問題点を解決するために審議会がある。建物をつくるために審議しているわけではない。

意見が一致できるところと、できないところがある。価値観が違って意見が合わないところもある。そこはやむを得ないので、できるところは、あまりばらつかない範囲で書くというのが意見をまとめる技術だ。

本文はなるべく短くしてほしい。説明が長過ぎる。今回は必要なことを議論しただけで、十分な計画の方向だという議論はあまりできなかった。この段階でまとめるなら、必要性をなるべく簡潔に書いてほしい。なぜ必要かは付属資料に書いてあるので、答申案文に書く必要はない。

区の地域行政の基本的な考え方について書いてほしいという議論もあり、それを踏まえて今日の議論、指摘もあったと思うので、基本的にこれでご理解いただきたい。

(3) その他の意見ですが、審議会会長あてに建築学会から要望書が出ているが、これに対して審議会はどうかという質問に対しまして、会長から審議会としては答えようがないとの回答がありました。

大きな3、次回の審議会については、今日了承いただいた方向で、間違いがあれば修正はあると思うが、基本的には、いただいた意見で案としてまとめたい。

審議会はあと1回あるので、直すべきところは、あと1回で修正すればいい。

5 ページへ参ります。審議の足りないところはあったかもしれないが、この期間である程度の方向性を出せたことは理解いただきたい。幾つかの修正項目をできるだけきちっとまとめて、次回、最終回の答申にしたい。

修正箇所の確認だけか。修正もできるのか。

こういうことをまとめとして、第9回審議会のまとめとして、答申書(案)はおおむね了解というご意見が大半であったと考えるので、これによって取りまとめたい。本日の審

議を踏まえ、事務局に答申書を作成させるので、今回は最後の確認及び修正を行うこととするとなりました。後ほど、事務局から最終の答申書（案）をご説明いたします。

説明は以上でございます。

【会長】 どうもありがとうございました。

ただいまの説明について、ご質問、ご意見がありますでしょうか。

【委員】 よろしいですか。

【会長】 どうぞ。

【委員】 一番最後の「答申書（案）」はおおむね了解というご意見が大半であったと考えるので」という、この「大半であった」ということは、基本的には多数決でそういうふうにしていったという意味なんですか。

【会長】 多数決をやったわけじゃないですね。

【委員】 ではないですね。大半というのは、どういう……。

【会長】 大半というのは、そういう感じで、特段、そこで反対意見というものはなかったと理解しています。

【委員】 反対意見がなかったということは、どういうことなんですか。

【会長】 この修正案でいいというね。10項目ほどの修正がありましたね。

【委員】 はい。

【会長】 それを直せばいいんじゃないかというお話だと思いました。

【委員】 委員なんかが、こういうふうな書き方をしたらどうかということの検討というのは、どういうふうに行われたんでしょうか。

【会長】 それはどうですか、事務局。

【庁舎計画担当課長】 前回ですけれども、大きく分けて9カ所で、全部で10カ所なんですけれども、それをすべて、前回出されたご意見を修正するというので、ご了承を得たと認識しています。

以上です。

【委員】 その9つの項目については、会議の最初のほうに出て理解したと思うんですが、委員がこういう書き方をしたらどうだという提案をされた意見についての検討というのは全然なされなかったということですか。

【庁舎計画担当部長】 その件も含めて、今回新たに委員の方々から前回の案についての意見が出ております。それについて、今回改めて、すべてについて考慮した上で、これ

は加えるべきということで会長とご相談をして判断したものについては、今回の資料10-3の答申書(案)のほうに反映をさせていただいております。したがって、この後のものを見ていただければ、どういうふうになっているかということについてはおわかりいただけるかと思います。

【委員】 今度新しく出てきた資料10-3の中で、前回のことが、委員なんかがおっしゃったことが、ある程度網羅されているということですか、今のご意見は。

【庁舎計画担当部長】 すべてということではございません。当然、おおむね異議のないものだろうということで会長と相談して、入れるべきということについては入れたということでございます。

【委員】 そうですか。じゃ、次の議題で答申案の読み上げがあるわけですね。じゃ、それを聞いてから、またご質問させていただきます。

【会長】 それでは、よろしゅうございますか。

それでは、審議(2)に入ります。前回、事務局より答申書の案が示され、皆様からさまざまな意見や要望をいただきました。これらの項目を反映させることで、前回、答申書(案)の了承が得られました。そこで修正、意見などを反映した答申書(案)を事務局に作成させ、事前に委員の皆様にお送りし、確認していただきましたが、それに関する修正等のご意見はなかったようでございます。

ただし、前回の審議会で修正すると確認された以外の新たなご意見が若干出されておりますので、今までの議論を踏まえて、反映できるものについては反映させて、事実上の最終答申書(案)が資料10-3として、本日、皆様の机に配付されております。答申書(案)に対する最終的な意見などについて、どのように整理し反映させたのか、事務局から説明をお願いいたします。

【庁舎計画担当課長】 前回、第9回審議会において提示されました答申書(案)に關しまして出されました何点かの修正のご意見をすべて反映したものを事前に送付させていただきましたところ、修正箇所に関するご意見は1つもございませんでしたので、前回確認させていただいたとおり修正いたしました。

また、前回確認された箇所以外に新たなご意見を5人の委員様からいただきましたので、今回いただきましたご意見を一覧表としてまとめましたのが資料10-2でございます。今回、全部で43点ほどの新たなご意見が出されております。

一番左側に答申書(案)の該当ページが振ってあり、その右側が今回いただいたご意見

で太字で記載してございます。その右側がご意見に対する今までの審議会での関連するご意見やご議論を踏まえて、会長と協議させていただいた取り扱いを記載しております。

その結果、前回は承された答申書（案）に加えまして、19カ所ほどを今回お示しする答申案に新たに反映してございます。具体的には資料の備考欄に「委員意見のとおり修正しました」と書かれている部分でございます。

43点のご意見1つ1つの取り扱いに関するご説明は省略させていただきますが、答申案で全体の説明をさせていただきますので、資料10-3の答申書（案）をごらんください。答申書本文及び資料の下線を引いてあるところが前回、第9回目でご意見があり、反映した箇所でございます。それから、二重下線を引いている箇所が、それ以外で今回新たにいただいたご意見のうち、反映した部分でございます。

それでは、これが最終案となりますので、確認の意味で本文のみ全文を読み上げさせていただきます。資料10-3の2ページになります。

世田谷区役所の第一庁舎、第二庁舎及び世田谷区民会館は、その中庭とともに、「区民活動・交流拠点としての場」としてこれまで、区民に親しまれてきた。しかし、建築後約40年から50年が経過しており、その時代の要請に応じて、これまで改修や増築等を繰り返してきたが、人口の増加や国や都からの事務移管等に伴い、事務量や行政需要が飛躍的に増大し、区民会館を含む本庁舎等は、現在、さまざまな課題に直面している。

本審議会では、この本庁舎等の現状と問題点を踏まえ、諮問事項である「世田谷区役所本庁舎等の整備に関する基本的事項について」慎重に審議し、次のように答申を取りまとめた。

世田谷区の最大の特徴である地域行政制度は、三層構造（本庁・総合支所・出張所等）からなっており、総合支所、出張所等は、それぞれが地域、地区の区民に身近な窓口機能や活動拠点としての役割を担っている。本庁舎は、総合支所等の調整機能を担う一方、区としての政策方針の策定や危機管理における本部機能など、専門性の高い事務や集中化によるメリットのある事務等を担うと同時に、一部行政サービス実施機関としての役割を担っている。

世田谷区における本庁舎等の基本的なあり方は、将来にわたり区民の生命と財産を守るために、庁舎が高い耐震性を備え、災害発生時には区全体の被害状況を把握し、救助・復旧などを行う司令塔としての災害対策本部機能を備えた庁舎であるとともに、日常的には区民自治の拠点として、単なる行政サービスの提供に留まらず、区民の多様なニーズに応

えることができ、誰もが快適に利用できる区民のふれあいと交流をはぐくむ開かれた場であることが必要である。さらに、国際的にもますます重要性を増す環境問題にも率先して取り組む必要がある。

現本庁舎等における区民サービス面では、本庁舎等の狭隘化が著しく、また、窓口などが分散しているため区民にとってわかりにくくなっていること、ユニバーサルデザインへの対応が不十分であること、防犯・セキュリティーを確保する必要があること、災害対策面では、大規模地震を想定した本庁舎等の災害対策本部としての必要な耐震性が確保されていないこと、災害対応時のスペースが不足していること、災害対策用設備の不備があること、また、環境対応面では、省エネルギー型設備の導入が不十分であることなど、さまざまな問題点や課題について、抜本的な解決を図る必要があることが確認された。また、これからの行政運営には、区民生活の利便性、地域社会の活性化、行政事務の効率化と高度化などに対応できる情報通信技術が求められる。急速に進化する情報通信技術に将来的にもできるだけ対応が可能な庁舎が必要であると確認された。

課題等の解決にあたっては、まず、世田谷区が従来から推進している地域行政を今後とも維持展開しながら、社会状況の変容など時代の要請により、随時、見直していくこととし、審議会は現在の地域行政の基本的理念を前提として審議することを確認した。

また、行政運営の将来展望を見据え、地域福祉や教育などのさまざまな区政課題を着実に推進していく総合行政の観点からも、庁舎問題の改善を図らなければならない。

本庁舎等の整備の前提として、本庁舎の規模（延床面積）は、現状の三層構造のもとで本庁舎が備えるべき機能を十分に備え、分散化と狭隘化を解消するために、少なくとも4万5,000㎡程度を確保することが望ましい。また、区民に開かれた区役所となるよう、区民の自発的な活動の場として、多様なニーズに応えることができる従来の区民会館などの枠にとらわれない区民利用スペースの確保も望まれる。

現庁舎の課題や問題点を抜本的に解決し、これからの社会の要請に十分に対応できる区役所本庁舎等のあるべき姿を実現するための方法を検討した結果、本庁舎等の一部または全部を取り壊し、改築することが必要である。

なお、本答申にとりまとめた世田谷区役所本庁舎に求められる計画条件とその基本的方向に関する多様な意見を踏まえて、庁舎整備に関する計画の具体化については、財政面や地域運営の観点を含めて庁舎整備の基本構想や基本計画等の中で検討されて、決定されることを期待する。

また、具体的な本庁舎等の計画や設計などにあたっては、公平・公正、透明性を担保し、様々な知恵や工夫を広く集めることのできる仕組みをつくり、世田谷区の歴史と未来にふさわしい庁舎とすることが望ましい。

また、場所については、本庁舎等の歴史的な経緯等から、現在の敷地が望ましいと考える。

しかし、交通の利便性や周辺環境などに配慮した場所への移転の可能性について、今後、検討が必要である。

なお、本庁舎等の整備にあたっては、厳しい社会・経済状況の現状の中で、その経費が区民の負担によってまかなわれることを考慮し、区民の理解を得ながら進められたい。

本審議会の審議の結果が、これから展開される区の検討に受け継がれ、機能的で適切な規模の庁舎とするなど、なるべくライフサイクルコストを抑える配慮をし、健全な財政運営のもとで、区民の安全・安心を守り、区民サービスのさらなる向上を目指した本庁舎等の実現に寄与することを期待するものである。

以上が本文でございます。

なお、付属資料の今回いただいたご意見の修正箇所をご紹介しますと、資料の6ページをお開きください。資料の6ページの7行目です。「本庁舎等の整備計画と並行して検討する必要があるという意見がありました。」というのを追記しております。

それから、その下の※「区民のふれあいと交流をはぐくむことのできる機能やスペースの充実にあたっては、中庭との一体的利用ができるように、内外のスペースの連続性を継承することが望まれるという意見がありました。」というのを追記しております。

それから、同じページの33行目、「その先導的役割を果たすために、周辺環境への寄与や調和に配慮し」という文言を追記しております。

それから、資料の8ページ目でございます。資料の8ページ目の6行目、最初の※ですが、「住宅地の多い世田谷区にふさわしく、コスト、機能、規模が人間的尺度に見合った庁舎をめざすべきであるという意見がありました。」というのを追記しております。

それから、その下の※ですけれども、現庁舎は区民にとってもその文化的意義は高く、保存活用すべきであるという意見がありましたという文言を追加してございます。

それから、最後になります、資料の12ページでございます。

一番下の※の部分なんですけれども、原文は「区民の社会教育や福利」だったのを「区民の社会教育や福祉」に直してあります。

以上が今回お示しした案でございます。

【会長】 どうもありがとうございました。

さっき読み上げられた部分で、ちょっとこと合っていないところが1カ所あったような気がしたんですけれども、5ページ目の6行目、「本答申にとりまとめた世田谷区役所本庁舎」とおっしゃったような気がしたんですけど、これはどっちが正しいんでしょう。

【庁舎計画担当部長】 申しわけございません。脱字でございます、「世田谷区役所本庁舎に」でございます。「本庁舎」ということで脱字でございます。申しわけございません。

【会長】 わかりました。

ただいま説明がありました、委員の皆様方からのご意見を踏まえて答申書の案としてまとめさせましたが、前回、基本的に案が了承されているというわけでございまして、今回新たに出された別の意見をすべて反映できるものではございません。

それで、今、説明があった答申案について審議を行いたいと思います。ご意見がある方は簡潔におっしゃっていただければと思います。委員、どうでしょうか。

【委員】 まず、もうあらまし、骨格ができ上がって、この審議会の意味は、これでまとまったのではないかと私自身は思っております。

【会長】 わかりました。委員、いかがですか。

【委員】 先ほど10-1の資料の、前回の会議の際に、会長から次回は最後の確認及び修正を行うという条件で今日の会議を開きますという宣言をされました。それに基づいて、私は提言をさせていただきます。

若干おくれましますけれども、先ほど委員から出ている意見も踏まえるんですが、まず、私のほうの、この案文に沿って提言をしてみたいと思うんですが、この文の6ページ、今、会長がおっしゃった最後のところで、これはちょっと、私も全面的にこれを入れなさいというふうにはちょっと申し上げられないけれども、このほうがより確実なんじゃないかと思ひまして読ませていただきます。

最後の2行、「区民サービスのさらなる向上を目指した本庁舎等の実現に寄与することを期待するものである。」と、まとめはそうなっていますが、私、いろいろ考えまして、これは向上を目指して、本答申の基本姿勢に反しない方向で今後検討されることを期待するものであるというふうに、最後の締めところが非常に緩やかにおさまっているような感じがしますので、全体を読み上げた上での感想からいけば、基本姿勢に反しない方向ということ、きちんとこの審議会の姿勢を示すべきであると考えておりまして、それを入れ

させていただきました。

それで2つ目、申し上げます。私は、ほかの委員さん、これでもう十分だというふうに審議が尽くされたとおっしゃられますが、少なくとも区民からアンケートをとっていらっしゃいます。597名、アンケートをとっていらっしゃる。そこでいろいろな意見が出ていました。それから、27の各出張所において区民に対する説明をしました。それについては、さまざまな意見が出てきております。この答申、我々が今まとめた答申、これで区民に十分に納得いただけるだけの答申が出されるであろうかと考えた場合に、私はまだ不十分であると言わざるを得ない。なぜかというならば、建て替えをしなくても済む方法を検討したのか、検討したのなら、その内容を区民に知らせろという、一例を挙げればそういうことです。こういう意見も出ております。これに十分に我々は審議してこたえているだろうかということに私は非常に疑問があります。ですから、そういう意味で不十分だと申し上げます。

ただ、原案として、今日のこれは基本的には、まあ、やむを得ないだろうとは思いますが、区民に対する報告としては、我々のこの答申のまとめは不十分であると私は考えております。

以上です。

【会長】 ほかにご意見ありますか。

【委員】 よろしいですか。

【会長】 はい、どうぞ。

【委員】 基本的に、この答申案の中で、文化性の問題について、いろいろと9回の審議会の中でお話が出ていると思うんですね。建物として、この建物がどういうものかということ、かなり審議の中でいろいろな方が意見を述べているはずなんです。その文化性ということが、この答申案の中で現建物の評価ということが書かれてないというのは、やはりちょっとおかしいのではないかと思うんですね。付属資料の問題ではないと思うんですね。本文の問題だと思うんです。

それと、現在、環境問題ということが非常に世界的にいろいろな問題になっている中で、環境問題という言葉だけじゃなくて、もし環境問題ということだけでしたら、ここでとられている環境問題というのは、新しくつくる庁舎は環境問題に配慮した建物をつくりますよ、現建物を壊すときに、こういうデメリットがありますよという、要するに建物を壊すデメリットがあるんだという、環境問題に対するですね、意見というのは審議会の中で語

られているわけですから、それをきちんと載せておくべきだと思うんですね。

それから、仕組みをつくと書いてありますけど、何の仕組みをつくるかということが全く具体性がわからないですね。ですから、今後、その仕組みというのは区民参加をしながら区庁舎をつくっていくのか、どういう仕組みなのかという、その仕組みというのが全然、この「仕組み」って何のことか、さっぱりわからないんですよ。どういう仕組みをつくって、これから新庁舎、まあ、それは改築でつくるのか、増築で大改修するのか、まだわかりませんが、その仕組みというのは、どういう仕組みなのかということが、やはり具体的に答申案の中できちんと盛り込まれてないと、漠然とした言葉の使い方だと、はい、これが仕組みですと言われたときに、えっ、それが仕組みなのかって、全くわからないですよ、一般の方は。ですから、区民が庁舎に対して自分たちの意見が言える、そういう庁舎づくりができるんだという仕組みを公正・公平、透明性を持って担保しますということ、ちゃんと仕組みという意味を明確にしておかないと、一般の方は読んでわからないと思います。その辺、ご検討いただきたいと思います。

【会長】 ほかにご意見は、はい、どうぞ。

【委員】 今、話を聞いていて、委員さんと委員さんがお話しましたよね。結局それは、今、委員さんが言うように、570件のそういったような意見も出てきているという、そういう意見は上がっている、それは私どもも知っているわけですよ。ここにいる人は、みんな知っているわけですよ。今、委員さんも言うように、はっきりその部分を書いてないというか、一意見というのは、まあ、委員さんが言うのは一意見でしょう。区民代表で、我々は障害者の代表で来ているというのと同じように、一意見を取り入れるか、まあ、総合的な意見で答申書をつくっていくかの問題じゃないんですか。これだけまとまっているんだから、一意見としては聞く、そういったような意見もあったというのは文言として書かなければいけないかもしれないけど、1つ1つ、そんな570件も取り上げていったら大変でしょうよ。それは私の意見かもしれない。

【委員】 会長、それについてちょっと。

【会長】 はい。

【委員】 委員さんのご意見はごもっともです。私は、個々の問題を取り上げろとは一言も申し上げておりません。ただ、この討議の内容は、今、委員さんが発言されたことが、過去、この場でどんどん議論されてほしかったんですよ、それが審議会なんですから。そうじゃなくて、一方通行だけで来たことが問題がある。だから、議論が深まらなかった。

議論が深まってなかった。だから、言ってみれば、今さら言たって始まらないわけだけれども、こういう区民の皆様から非常に貴重な意見をいただいているわけでしょう。これらについて今日ここでまとめていくわけですから、それらについて十分審議したかと言われるれば、その質問に十分、我々、審議委員として答えられますかということなんです。そういうことを私は申し上げた。

例えば改修はどうなのかという議論がありました。それも資料としては私は持っておりますが、この改修意見については非常に不十分な討議しかしてないんですよ。改築のほうは、こういうふうにすれば改築できますという議論はしました。けれども、改修の議論については十分になされてない。だから、今、委員さんにご発言いただいたような議論が、もっと中身の濃い形でされておれば、こういうものが十分に煮詰まった形で内容に含まれるであろうと申し上げている。私はそういう意見でございます。会長、そういうことです。

【会長】　　そうですか。はい。

これは非常に微妙な問題だと思うんですね。どこまでがこの審議会の議論の対象となるか。もしくは、これについては区の具体的な検討のほうに任されるかということで、その辺の分け目といいますか、分かれ目が非常に難しいと思うんですよ。しかし、今回、この期間内にまとめ上げられたものは、そこの一応の区分けをしたところではないか、その成果ではないかという気がいたしますね。ですから、必ずしもこのまますべてが完全なものであるとは言い切れませんが、しかし、あとは区のほうで事務的に検討してもらいたいと、こうお願いしたいという気がいたしますね。

【委員】　　だから、そこで私が先ほど、最後のところで、この精神に反しない形で次回の検討をするようにと1項目入れろというのは、そういう意味です。論理的には、それが合っているはずだと思います。

【会長】　　それは合っていると思います。

【委員】　　委員から、ご意見があるかと思いますが。

【会長】　　どうぞ。

【委員】　　私、今日、もう最終回というのは決まっていることだと思いますし、前回の後、ちょっと手書きで汚いものだったんですけども、もう一度、答申本文を読み直して、また、実はうちの学生にも読ませて、どういうふうに受け取るかということを知りました。その結果、細かいところの修正が採用されているのはいいわけですが、2点だけ、なぜそういう修正をしたのかということについて、説明を少し追加させていただきたいと思って

おります。

今日の資料の10-2というところの1ページ目の一番最初のところです。「第二庁舎」というのを私は削除したんですけれども、それは2つ理由がありました。1つは、その後にある「その中庭とともに、「区民活動・交流拠点としての場」としてこれまで、区民に親しまれてきた。」というのは、コンペによって前川という建築家が設計をした、その趣旨がそのまま評価されているわけですね。中庭とともに交流の場をつくるというコンセプトで設計されたものが、この現庁舎である。したがって、なぜそういう区民に親しまれていた空間があったのかということは、やはりきちんと押さえておくべきだというのが1点です。

それから、第二庁舎を抜いたのは、そのコンペのときには第一庁舎と区民会館しかなかった。本文では、その後、しかし、建築後約40年から50年を経て、時代の要請によって改築や増築を繰り返してきたが、というものの最初の増築が第二庁舎のはずです。したがって、頭に第二庁舎があって、なおかつ増改築というのはおかしいだろうということで第二庁舎というのをとりました。それが最初の理由です。

したがって、この10-2の資料の右側、備考の(1)というのは私には納得できません。第二庁舎もこれまで審議してきた本庁舎等に含まれるので残すというのは、答申文の本文の文意といいたいまいしょうか、文脈からいくと、ちょっと時代がずれていると思います。

また、たまたま偶然、中庭とともにということではない。そこにはやはり、この空間をつくってきた文化・歴史というものがあるんだということを、きちんと頭で述べておくべきだろうというのが最初の1点です。

それから、2点目は、資料10-2の6ページ目、今日の本文10-3のほうでいくと5ページ目の4行目から5行目というところにかかるんですけれども、本文の5ページの4行目～5行目のところに、「本庁舎等の一部または全部を取り壊し、改築することが必要である。」という本文があります。前々々回ぐらいのときに、私が改築ということをご議論した定義に従うべきだろうということで、「本庁舎等の一部または全部を取り壊し」という説明を加えて、それが採用になったのかなと私自身は記憶をしております。しかし、学生がこれを読んだ感想というのは、5人中5人とも、これは今あるものを壊して建て替えるとしか読み取れないという評価でした。したがって、いや、そういう議論をしてきたわけではなかろうということから、資料10-2の6ページの一番上にあります、今の本庁舎等の一部または全部を取り壊しということを逆に言うと、どの庁舎を残し、どのように改築するかということですから、そのことについては十分検討してこなかったというこ

とを補足しておくべきかなということで加えさせていただきました。

今回、それは修正になっていないのですが、その修正しない理由として、どの庁舎を残し、どのように改築するかということについては具体的なプランは検討しないということで却下であるということであれば、私は本文のほうの「本庁舎等の一部または全部を取り壊し、改築する」ということも同じことであると。つまり、具体的なプランは検討しないという理由であれば、本文の中から、この「本庁舎等の一部または全部を取り壊し、改築することが必要である。」という文も削除されないと不公平であると感じました。

以上2点です。

少し補足しますと、この審議会、10回ですか、やってきて必要性の議論をしてきました。しかし、その必要なことを、どのように計画するか、設計するかというのは十分条件を検討することになります。しかし、それはこの審議会では検討しませんでした。ということ具体的なプランは検討しなかったということで表現されているんだと思います。

4万5,000㎡の床面積が必要である。それをどのように確保するかということが十分条件を満たすことになり、また、それを具体的なプランとしては、あるいは具体的な方法としては検討しなかったということであれば、「本庁舎等の一部または全部を取り壊し、改築することが必要である。」ということも外すべきだろうと思います。

したがって、前回言いましたように、ほんとうに必要なのは、今の世田谷区の区政を運営するためには4万5,000㎡程度の本庁舎の床面積が必要であると。そこで切っていたいただきたいというのが、前回、私になるべく簡潔に本文としては答申をしていただきたいとお願いした趣旨です。

【会長】 わかりました。委員さん。

【委員】 わかりましたというのは、聞き置きますという意味なんでしょうか。

【会長】 また一緒に回答させてもらいたい。

【委員】 今日出ている意見には私もほとんど、つまり、今までの議論が決して十分ではないということが、まず私も思っている点ですね。

それで、どういうふうに進めてこられたかということなんですけれども、今、委員が最初におっしゃった10-2の1ページ目をみますと、文化的価値についての「委員個別意見」というのが幾つか出ています。でも、この中には私が文化・歴史的価値というのはどういうふうにとらえるかと申し上げたことは何も書かれていませんし、今まで委員、その他の方々が言われた文化的価値についての議論もなく、委員のこれを入れなかったために必

要な意見だけをピックアップして、「委員個別意見」と出されていると思うんです。つまり、議論というのではなくて、一方的に取捨選択された、何か進んできているという面は確かにあったのではないのでしょうか。その結果、まだ不十分、そういう進め方自体が不十分さを生んでいると思います。

今、委員の1点目については、文化的・歴史的価値というのがコンペによって、その当時の最も望ましい区庁舎のあり方というものをコンペ案とともに区の方々が考えて選んだ、そういう中庭を中心とした交流ということ考えた庁舎であると。そのことを文化的価値としてここに書かれたんだと思うんですね。文化的価値が、ここではセンチメンタルとか、そういう話ではなく、入れられたんだと思うんですけども、それをよりはっきりさせるための委員の案に私も賛成したいと思います。

それから、2点目につきましても、そのとおりだと思います。私は、「一部または全部を取り壊し、改築する」ということが結論として不十分なので、そこに現庁舎の文化的・歴史的意義の継承を視野に入れながらという修正の仕方をした提案でお返ししたんですけども、それがより具体的にはどういう意味になっていくかということを見ると、委員の表現のほうが、つまり、一般的に初めて読む方の誤解を生まないためにも、こういう説明が必要ではないかと賛成したいと思います。

【会長】 どうもありがとうございました。

今ご意見がございましたが、確かに深く読みますと、そういうところが出てくるように思います。ただ、私は、この審議会を通じて感じたのは、非常に複雑といいましょうか、今は自治財政というのは非常に厳しくて、こうしなきゃならないということになりますと、地方自治の行政の中はかなり深く入り込んでしまうものですから、そこはやっぱり少し避けるべきではないかという感じがしました。例えば文化性にしても、文化性ということに決めつけてしまいますと、そここのところがかえって足かせになるおそれがある、そういう感じがするわけですね。その辺をちょっとご理解いただきたいと私は思うのでございます。

【委員】 今、委員さんと委員さんがお話した話は、これからのこの答申書に載るんですか。今話したことは載らないんですね。

【会長】 今のところは……。

【委員】 載せる気はないですね。

【会長】 載せる気はありません。ありませんけれども、ちょっと言葉の問題がありますので、もうちょっと検討させてもらえますか。

【委員】 私もちょっと、ここの委員の個別の意見というので何かおっしゃるんですしたらば、それは、この最初の回るときに、個人の批判をしちゃいけないじゃないけど、これはあくまでも意見なんだから、それで構わないじゃないですか。それをどうのこうのというほうが、ちょっとおかしいんじゃないかなと思って、今、ちょっと発言をさせてもらったんですけど。

【委員】 個人の意見がおかしいのではなくて、個人の意見の取り上げ方がおかしいと言ったのです。いろんな意見があつて、もちろんいいんですけど。

【庁舎計画担当部長】 会長、すみません。資料のつくり方で委員にちょっと誤解を生んでいるようなのでご説明しますが、入れるべきだという意見があつた。しかしながら、審議の中では、それについては異論があつたので、ここでは取り上げることができません。ですから、あえて異論という部分を書いただけで、両方の意見を出して結論がこうですではなくて、今までの審議の中で、こういう意見もあつたけれども、それに対して異論があつたものについては、申しわけないですが、この答申本文の中では取り上げることができませんという意味で異論の部分だけを取り上げたのであって、入れないために意図的というのは、ちょっと誤解をされているようなので。

【委員】 わかりました。この件に関する反対意見という項目ですね、「委員個別意見」というのは。

【庁舎計画担当部長】 そういうことです。はい。

【会長】 委員の第二庁舎というところは、確かに流れとしては少しおかしいかもしれないという感じはありますね。はい、どうぞ。

【委員】 1つだけ。委員のほうからお話がありました第一庁舎、第二庁舎、世田谷区民会館、確かにそのとおりだと思うんですね。第一庁舎と区民会館ができて中庭があつて、後から第二庁舎ができています。それは事実だと思うんですけども、それを50年前にできたことを知っている区民の方がどれだけいるのかと。前川先生が建築をされた、あの建物を区民の方がどれだけご存じなのかなということをおもいますと甚だ疑問かなという。

例えば本庁舎と言えば、やっぱり第一庁舎、第二庁舎というのが普通のイメージだと思うんですけども、私なんかそういうふうにおもいますが、そうすると、それをあえて分ける。例えば第一庁舎と区民会館、第二庁舎は別ですよと分けることが必要なのかどうか。同じように40年、50年たっているわけですから、その辺の40年、50年前に第一庁舎ができました、区民会館ができました……、逆かな、区民会館ができました、

第一庁舎ができました、中庭ができて、それが1つの中庭という空間を前川先生の考え方でつくられた。それを知っている方は区民の方でどれだけいるのかというのが非常に疑問だと思いますので、私は、あえて分ける必要はあるのかなというような気もいたします。

【委員】 知らないから文化的価値がないという言い方は、私は、少なくとも教育の端っこにいる者としては承服できないですね。

【委員】 文化的価値がないとかと言っているわけじゃなくて、それを知っている方が区民の方にいらっしゃって、それを……。

【委員】 もしそれが世田谷区にとって大事なことであれば、世田谷区がもっと知らしめるべく努力をすべき問題なのであって、そうではないんだとおっしゃっているのであれば、世田谷区の区民の方を含めて、そういうふう決められるのであれば、それは私はそれ以上、何も申しませんけれども、前回、建築学会から文書が出ていて、それでもなお、(2)にあるような昭和の建築文化を代表するような建築であることは確認できませんと書いているわけですが、私も建築学会の会員の端くれとして、学会が出したものに対してそういう回答されるのも、いささかいかがかないという気が残ってて腑に落ちないところではあります。あまり細かい水かけの議論をしたくはないので言いませんけれども、一言、「知らないからどうでもいい」という話では私は納得はできない。

【委員】 知らないからというんじゃなくて、これを分ける必要はないから。第一庁舎、第二庁舎及び区民会館は、その中庭とともに区民活動、交流拠点の場としてとうたわれておりますので、それはそれでいいのかなという気もするんですけど。

【委員】 その後の、増改築の第1号が私は第二庁舎だと思ったので、そのスタートは第一庁舎。そのときは多分、本庁舎と区民会館か、世田谷区役所と区民会館という言い方でしょう。第二ができたので第一庁舎というふうに多分名前がついたんだと思うんですけども、経緯から言えば、最初の増築というのは第二庁舎から始まったということだろうと思います。

【委員】 それはおっしゃるとおりだと。

【委員】 1ついいですか。その前の話になるんですけど、この会でこれだけの皆さんがお集まりいただいた、先生方、今、委員さんの言葉じゃないですけど、そういうことから含めて、委員さんがいなければ、はっきり言って、それだけの建築物だというのがわからない場合もあったんじゃないかな。

【委員】 そんなことはありません。

【委員】 ありません？ 絶対？

【委員】 私は、ここに来るときに、もう知ってました。

【委員】 知っている人は皆さんです。

【委員】 そのときは？

【委員】 ええ。

【委員】 もちろんです。

【委員】 前川の話が最初の審議会でどういうふうに出るんだろうと思ったら、何の一言も出なかったですよ。おかしいなと思って、それから私自身も……。

【委員】 そういう人たちが、この審議を進めてきたんではないですか。今まで、こういう10回まで。

【委員】 そういう人たちって、どういう人たちか知りませんが。

【委員】 そういう人たちというのは、前川建築を知らない人たちということですか。前川建築を知らない人たちが……。

【委員】 そういうこと、そういうこと。じゃ、ここに委員さんが入ってなければ、その話はなかったことで素通りしちゃっていたんじゃないですか。

【委員】 いや、わかりません。委員か委員がお話したかもしれません。

【委員】 それは最初から反対します？ そうですかね。

【委員】 それは非常によく、前川建築であるということは、建築の関係の方はみんな知っています。

【委員】 みんな知っているんですか。

【委員】 もちろんです。

【委員】 だから、委員さんね、前回に弘前からの前川建築を守る会みたいなお手紙を、私、お渡ししましたね。

【委員】 見ましたよね。

【委員】 そういうふうに、要するに本来ならば、そういう建物であるということ、区の方が使い方を含め、修繕も含めて、コンペでこういうふうにつくって、これだけ当時は非常に意義のある建物を区長がお願いしてできた、昭和の名建築であるということ、皆さんに本来はもっと知らしめる。区民会館、区庁舎が区のほんとうに貴重な文化財になるような建物であるんだよということを、そういうことを知らしめないで、ほんとうに痛めつけるだけ痛めつけておいて、それでみんな見ると、確かに見ると、何であんな汚くて、

あんな建物を残さなくちゃいけないんだという意見の人もおられると思うんです。けども、それは使い方がそういうふうになってきちゃったから、現在見ると、そういうふうな形なんです。ですから、それをきちんと改修すれば、元通りにきれいな建物がよみがえるということを私は何度もお話したと思うんです。それができるんですよということ。

それが環境にもやさしくて、税金も70億ぐらい安く済むかもしれない。なおかつ機能として、それが満たせる。区のほうが要求している4万5,000㎡近い床がとれるということ、僕は代案として皆様にお示ししたわけです。ですから、それについて、本来ならば、きちんと議論しなきゃいけなかったのに、通り一辺倒に皆さんの意見しか聞かなかったから、皆さん、審議として多分不十分、ストレスがたまっていると思うんですね。委員さんなんか、さっき話していたら、私は改築に賛成だけれども、この審議会はストレスがいっぱいたまっちゃって、ほんとうに審議されたのかどうかというようなことをおっしゃっているから。

だから、中国に古い言葉で、「物、彼に非ざるはなく、物、是に非ざるはなし」という荘子の言葉があるように、どんなことでも物の見方というのは、見方によって、ああも言え、こうも言えるわけです。本来、審議というのは、1つの話の中からそういうことをして、何かみんなの知恵で、新たな方向なり、いい方向を見つけ出すというのが審議なんです。でも……。

【委員】　ちょっと待ってください。今までの議論を踏まえて、前回の原案が示され、それを踏まえて、ここまで修正案がまとめられてきたわけですから、今まで審議が尽くされてなかったということは私はないと思います。というのは、10回、我々、1回2時間以上の時間をかけて議論をしてきたわけですから、その結果として、もちろん意見の違いはありますが、このラインであれば大体オーケーだということで前回の議論が行われ、それを踏まえた修正が行われたということで、これをベースにまとめていくというのが私は筋ではないかと思います。

それから、1点いいですか。委員からあった点の最初の点ですけれども、これはさっき委員がおっしゃったように、「「区民活動・交流拠点としての場」としてこれまで、区民に親しまれてきた。」という文章がある以上は、その中で第二庁舎が抜けるというのは、いかに今までの建築の歴史を知っている人であっても不自然だと思います。これは一般区民の常識からすれば、第二庁舎が入っていて当然だろうと思います。

それから、委員がおっしゃられた最後の5ページのところですけれども、これは一番、

この審議会で議論のあったところで、こういう形で前回まとめようということで、9項目の中で直されたということでもありますので、これは大変デリケートなところでもありますので、この表現で私は行くべきだろうと。むしろ、「また、区民に開かれた区役所となるよう、区民の自発的な活動の場として、多様なニーズに応えることができる従来の区民会館などの枠にとらわれない区民利用スペースの確保も望まれる。」というのは、多くの意見、委員から賛成のあったところでもありますので、これはぜひ残すべき一文だろうと思います。

それから、委員からあった点ですけれども、実はこの文章の中では、本審議会の審議の結果が、これから展開される区の検討に受け継がれるというところで、まさに実は委員のおっしゃられようとしたことが文面としては入っていると思います。私は、そういう点から考えますと、今まであったご意見の中では、あえてこの現在の案を修正する必要はないのではないか。皆様のご意見は入っているのではないかと。デリケートな部分は、これは今までまさに審議を重ねてきたところでもありますので、この文面で行くべきではなかろうかと私は思います。

【委員】 会長、よろしゅうございますか。今の委員さんのご意見を含めて、会長さんに今、非常に微妙なところのご発言をいただいたわけですから。委員が先ほど5ページのところの上から3行目以降、「本庁舎等の一部または全部を取り壊し、改築することが必要である。」ということは、これは削除すべきであると委員がお話しいただいたことについては、会長は、これは削除しませんとおっしゃってますね。

【会長】 そうですね。

【委員】 委員、それでよろしいですか。

【委員】 私としては、先ほど言いましたように、資料10-2の6ページのところで、どの庁舎を残し、どのように改築するかについては十分に検討できなかったということについて、事務局等の考え方は、第6回の審議会で具体的なプランの検討はしないと整理されたので削除するというのであれば、具体的なプランの検討はしないとということを言いながら、5ページの2行目から5行目までの文言というのは私は反すると思いますので、「現庁舎の課題や問題点を抜本的に解決し」というところから「必要である。」というところまでの4行を削除すべきではないかと思います。

【委員】 私は、その点に関しましては、この審議会の議論は、まさにここをめぐって議論をし、この文案でしか、あるいはこの審議会の合意は得られないと思いますので、私としては、ぜひこの文案で残したいと思います。これは今、実は委員のおっしゃった、ど

の建物を残し、どの建物を壊すということについて触れてないということですので、それでしか、残念かどうかは別として、この10回の議論を締めることはできないと思います。

【委員】 最後はどういう意味なんですか。

【委員】 我々の意見として、合意ができる範囲はこういう範囲ではなかろうかということでもあります。

【委員】 そうすると、5ページの2のところに「必要である」。それに続けて、「しかし、どの庁舎を残し、どのように改築するかについては十分に検討できなかった。」ということをつけ加えることも可能であるということですね。

【委員】 私は、それは審議会の答申としては適正を欠くのではないかと思います。これは審議会の作文技術として合意できる範囲を書くということで、委員のおっしゃったことを書くという趣旨ではないのではないかと思います。

【会長】 これはかなり骨格のところですので、なかなか削除することは、ここの議論では難しいんじゃないかという気がしますね。

【委員】 非常にこれは誤解を招く文章だということを実際に、学生ですけども、そういうことが明らかなんだと思うんですね。

【委員】 学生の意見で、この場を仕切ってもらっては困るんですね。というのは、これだけいろいろ議論があった上で、審議会の委員がこういうことで議論をしたわけですので、そのところをご理解をいただかないと、やっぱり審議会の答申というのは書けないと思います。

【委員】 もし委員が言うように、「全部を取り壊し、改築することが必要である。」という文言を、その4行は削除できないということでしたら、この「改築」ということに関して、私が資料10-2の5ページ目にお送りしている「改築とは：」というところをやはりきちんと……。 「増築及び大改修により既存建築物（庁舎及び区民会館）を保存・再生させることの意味も含まれる。長寿命化は時代の要請でもあり、基本構想段階等における具体的な整備方法の検討に際しては、「文化的価値」及び「環境負荷低減」の観点から十分な検証が必要である。」という、その改築というところに、この文言をきちんと同列に入れておいてほしいんです、わかりやすいですから。 じゃないと、その改築は後ろの資料で見てくださいというんじゃわからないので、答申案の※でいいですから、後ろのほうに改築とはどういうことを言っているのかということを一一般の人が読んでわかりやすく、文言を同じ文字の大ききで書き入れておいてほしいと思います。それはきちんと議論されている

はずです。

【委員】 審議会の答申というのは、法律の条文のように細かく書くものではなくて、基本的な考え方を書くものであって……。

【委員】 いや、一般の人が読んでわかりやすくなければ意味ないです。

【委員】 これは一般的にはそういうものではないと私は考えますが、これはほかの委員の皆さんのご意見も会長から聞いていただきたいと思います。

【会長】 非常に微妙な問題なんですけど、しかし、これ、やっぱり区長からの……。

【委員】 それは前回であらまし、もうまとまっているんじゃないですかね。私は、そういうふうに解釈しますけど。

【委員】 いや、ご意見のある方は送ってくださいということ言われているから送って、そのことについて今議論しているわけで。

【委員】 それは単なるというか、言い方はちょっと違うかもしれないけど、一委員の意見ということも取り込んでもらいたいという意味を指すわけでしょう。

【委員】 一委員の意見だけでは多分ないと思います。この意見は、多分、区民に聞けば、区民のかなりの数は、そういうものに関して認識ができると思います。

【委員】 それは、だから、一般市民がどのぐらいの感覚で、そういったような歴史的な建造物だというのがわかるかということよ。

【委員】 だから、答申で、わかりやすく書いておいてあげる必要がありますよ。だって、区長は区民に広く意見を求めるということを最初におっしゃっているわけですから、だから、区長に出した文というのは、一般の方が読んで、ああ、こういうことが審議会で行われたんだということがわかりやすくないと意味がないですよ。

【会長】 ただ、物事というのは解釈の問題で、時間がたつに従って、また変わってくるんですよ。ですから、あまり限定的に書き過ぎますと、後で逆に動きがとれなくなることもあるんですよ。

【会長】 ですから、ある程度あいまいかもしれないけど、ここはやはりこの審議会で答申されたもので、あとは行政に任せたいというようなことを整理したほうが。私はあまり限定的に書くのはどうも、経験から言いますと、後でつらくなるということがよくありまして、私は、この辺の解釈でいいんじゃないかという気がいたしております。

そういうわけで、今回、いろいろご意見をいただきましたけれども、おおむね共通のご理解を得られたんじゃないかという気がしております。

【委員】 会長、1点だけよろしいですか。

【会長】 はい。

【委員】 私としては、具体的なプランの検討はしないと。要するに本審議は必要条件の検討であって、十分条件の検討はしなかったということであれば、最低、5ページの本文のところの「あるべき姿を実現するための」でとめていただけませんか。「方法を検討した結果」というのは、うそだと思います。

【委員】 会長、私は賛成です。委員のご発言に賛成です。

【会長】 それはそうかもしれないね、このところはね。このところは検討してください。確かにそれは言えます。

【委員】 以上です。これはそのようにすべきである。

【委員】 その方法の検討というのは、今後、庁舎の基本構想とか、基本計画の中で検討されるんであって。

【委員】 そうです。

【会長】 そうですね。

【委員】 これだと、もう既に方法を検討してということになってしまいますから、これは削除してください。

【会長】 わかりました。そのところはちょっと修正したほうがいいんじゃないかと思えますので、よろしくお願いします。

【委員】 そうです。それはおっしゃるとおりです。

【会長】 それでは、大体意見が出尽くしたと思いますので、今ご意見のありましたものを含めて、事務局のほうとも、また細かい打ち合わせをしたいと思いますが、今回の修正で取りまとめたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

【委員】 冒頭のところ、どうされますか。第二庁舎を残しますか。

【会長】 冒頭のところですか。これはちょっと難しいですね。私も何とも……。

【庁舎計画担当部長】 会長、一言だけよろしいですか。

【会長】 はい。

【庁舎計画担当部長】 建築の経緯から言いますと、確かに区民会館があって、第一庁舎があって、10年後に第二庁舎ができております。しかしながら、この中庭を含んだこの庁舎というのは、実は第二庁舎ができた後で中庭が整備をされて、今の空間というの

がとりあえず最初できているというのが一般的な区民の感覚だと思います。設計の時点では、確かに中庭を含んだというのは設計としてはありましたが、実際にこの姿ができたのは、第二庁舎ができて、それから中庭が整備をされて、前庭が整備をされて、しばらくの間、この空間ができて、第三庁舎ができるまで間があったということで、スタートとしては、あくまでも区の本庁舎というのは第二庁舎ができてからということが通常の認識だろうと存じますので、これについてはこのままの文章で生かしていただきたいと思います。

【委員】 そうすると、建築後40年から50年というのも、私、第二庁舎ができてから何年たつのかはわからないんですが、40年前ですか。

【庁舎計画担当部長】 はい。

【委員】 そうすると、その後でいいんですね、建築後というよりもね。

【庁舎計画担当部長】 そうですね。

【庁舎計画担当課長】 第二庁舎は昭和44年竣工でございます。

【委員】 ちょうど40年前か。

【庁舎計画担当部長】 40年です。

【委員】 わかりました。

【会長】 一応、今回お示しした答申案については、おおむね了承するというところでございますので、これで若干の修正を加えまして、区長のほうに答申申し上げたいと思います。

以上で審議の(2)が終わったわけですが、事務局のほうから何かございませんでしょうか。

【庁舎計画担当部長】 事務局のほうから一言御礼を申し上げます。昨年から10回にわたりまして、ほんとうに熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。今日のご意見をもって審議会終了となりますが、これから会長と相談させていただいて、本日のご意見を踏まえて、最終的に答申を取りまとめたいと存じます。皆様にはほんとうに熱心にご討議いただきまして、ありがとうございました。(拍手)

【委員】 会長、いいですか。今、事務局に一任したと。それで、それに基づいて成文化すると。それは各委員さんに成文化されたものを配られますね。

【会長】 配ります。

【委員】 配りますね。その辺を明確にしておいて……。

【庁舎計画担当課長】 事務局より2点ほどお伝えしたいと思います。

まず、今の答申案についてでございますが、会長と私どもに一任していただいて、(案)をとったものを答申書ができましたら皆様に郵送をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、本日の議事録でございますが、今回が最終回となりますので、皆様にあわせて確認用としてお送りさせていただきますので、確認して送り返していただいて、それにまた署名をいただいた後に、皆様にこちらのほうも郵送させていただきますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

**【委員】** 今後、この計画は、どのようにスケジュール的に進んでいくんですか。

**【庁舎計画担当部長】** 今の時点では、まるっきり未定なんですけど、この答申をいただきました。それから、議会でも、これからいろんなご議論があると思ひます。それから、この答申書を公開して区民の方に見ていただくことによって、また区民の方からも、いろんな形で意見をいただいて、それから、この答申の中で幾つか、私どものほうに宿題をいただいております。そういったものを含めて検討させていただいた上で、最終的には、区としては次にどうするかということを決めていくということになると存じます。

**【委員】** 事務局、そうすると、この答申書なるものを、今まで、前に説明会を地域にしましたね。

**【庁舎計画担当部長】** はい。

**【委員】** そういうふうな形で説明をずっと区民になさるんですか。スケジュールは、そういうのを考えていらっしゃいますか。

**【庁舎計画担当部長】** この答申書だけで説明会をやるということについては、今のところ予定はしてございません。

**【委員】** ということは、どういうことをこれから考えて、区民に対して説明会を開きますか。

**【庁舎計画担当部長】** まだ全然決めてないので何とも申し上げようがないんですが、少なくとも区としてある方向性が出た段階で、ご説明をするということになると存じます。

**【委員】** 区民に公開するということは、この答申書そのものじゃないということですね。ある程度、答申書の抜粋みたいな形でまとめたものを配って区民に説明すると。何かリーフレットみたいなものをつくるということですか。

**【庁舎計画担当部長】** 答申書そのもの、付属資料も含めて公開をします。

【委員】 公開をしますか。

【庁舎計画担当部長】 はい。

【委員】 区は白紙で臨んでいらっしゃいますから、区の案はないんですよ。それが前提ですから、その辺のところを確認しておきたかったんです。区として、こういうふうなものを建てますということは区民に説明してないわけですから、その辺のところを確認したい。

【会長】 それでは、以上をもちまして審議会を今回の最終審議といたします。

どうもありがとうございました。(拍手)

— 了 —